

資料紹介

鳴鹿大堰切り崩し事件の新資料

—勝見宗左衛門家文書から—

吉田 健*

はじめに

1. 幕府の裁許をめぐる
2. 訴訟費用と借銀返済
3. 福井藩のかかわり

はじめに

鳴鹿大堰は福井平野の九頭竜川北岸を灌漑する高棕・磯部・十郷などの用水を取り入れる大堰で、用水を用いない秋から春の間、堰の一部を切り崩す慣行が昭和29年まで続いたことで知られる¹⁾。またこの慣行が、宝暦元年（1751）の五領ヶ島（5か村）村民による堰切り崩し事件に端を発する、堰を管理する高棕・磯部・十郷用水の村々（鳴鹿大堰組合）との間の争論について、同5年に下された幕府裁定によることもよく知られている²⁾。

ところで、このほど当館に寄贈された勝見宗左衛門家文書（B0037）は、五領ヶ島5か村の1つである上合月村の庄屋文書（一時期福井藩大庄屋も務めた）を中心とする資料群で、この事件に関する一方の当事者として、宝暦4年の暮から翌年春までの訴訟関係費用（江戸滞在費用や往復の旅費など）の記録と、これら関係経費に充てた借銀の返済記録が含まれている。『福井県史』をはじめ、この事件に関する従来の記述が、おもに鳴鹿大堰組合側の記録をもとになされてきたことに鑑み、この新しい資料群により、この問題に新たな視点が加えられることを期待し、その一端を紹介する。

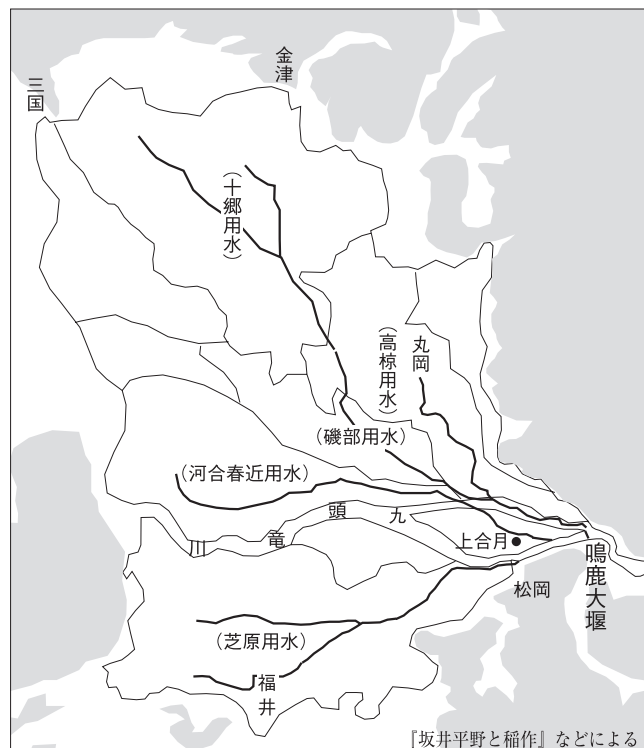


図1 鳴鹿大堰に関する主な用水路と用水域

* 福井県文書館嘱託

1. 幕府の裁許をめぐって

同資料群（764点撮影、複製本により公開）のうち、資料番号00183から00198の16点が直接同事件に関係する資料で、内容から裁許証文関係（00186-00188）と江戸裁許に関する入用帳（00183-00185）、訴訟費用の借用・返済関係（00189-00198）の3つに分けられる。

まず裁許証文関係の00188は、訴訟方（下兵庫外百ヶ村）と相手方（上合月外四ヶ村）双方による、幕府評定所宛の裁許請書であり、訴訟理由と相手方の反論についての吟味の経過と裁許結果が記され、これに対して「以来再犯不及様可仕旨被仰渡、双方承知奉畏候」と双方が連判して幕府に提出した請書の写しで、同文のものが多数伝存する³⁾。内容を確認しておく、訴訟方は、毎年代米支給された杭・藤と組合村々の人足をつかって普請してきた「定堰」を理不尽に切り崩されたとして訴え、相手方は、毎年8月から翌年4月までの用水を使わないとき、対岸での山稼ぎに用水揚口を歩行渡りするため、川上の堰所を切落して渡り瀬を浅くしてきた。また筏を流すためにも同期間堰を切落してきたと反論したとする。続く吟味の経過の部分では、最初立会絵図面を作成させ吟味したが決まらなかったもので、幕府代官の手代を現地に派遣して実地検分・究明を行い、その結果、毎年堰普請の手当米を下されて来たことは「定堰」の証拠とはならず、また堰を締め切ると用水揚口が水深になるのは「歴然」であるとして訴訟方の「定堰」という主張を退け、さらに堰の切り崩しに反対するのは下流で行っている築掛けに障害となるからではないかという相手方の主張に触れ、訴訟方自身が「どのような裁許であっても（築掛けに）差し障りはない」と答えているので、相手方のこの主張は「沙汰」に及ばずとする。その結果、「鳴鹿堰138間のうち、見分の際に打った南の方の杭と今回打たせる北の方の杭の間都合24間を毎年8月より翌4月まで、用水不用の節だから取払う」という裁許が示されている。

この裁許は、訴訟方の主張を全面的に退けたけれども（その論拠ははっきりしない）、相手方の主張である「切り崩し」の正当性には触れておらず、また5か村民の山稼ぎの便益が100を超える村の用水の便益に優先するという論証もなされていない。この点、筆者は従来より、この裁許が一方に偏った、腑に落ちない裁許との印象をもって来た。『福井県史』もこの裁許について「鳴鹿用水組合にとってはやや不本意な結果となったが、一応双方の主張のあいだをとったかたちとなっている。九頭

表1 鳴鹿大堰切り崩し事件関係資料（勝見宗左衛門家文書）

資料番号	年 月 日	表 題 ・ 文 書 名
00186	宝暦5年2月2日	指上申一札之事（鳴鹿堰一件、南北杭打継別紙証文指上二付上合月村控）
00187	宝暦5年2月2日	指上申一札之事（鳴鹿堰組合村、上合月他4か村堰切崩二付、上合月村控）
00188	3月7日	（裁許証文写4通、堰所棟杭証文写1通5通請取られたく書状）
00183	宝暦5年2月	鳴鹿堰出入二付戌十一月江戸出立諸入用帳
00184	未詳	（宝暦4年11月8日～12月晦日、惣メ入用銀高、太左衛門・伊兵衛・安兵衛・喜兵衛分）
00185	宝暦5年2月8日	道中小遺留帳
00191	宝暦5年11月	乍恐口上書を以奉願候（鳴鹿下堰所出入入用、当年悪作納所差支え二付、控）
00189	宝暦5年11月	借用申銀子之事（1貫200匁、江戸表持参金其外諸入用二付、案）
00190	宝暦5年11月	借用申銀子之事（1貫135匁、郡中より才覚銀、案）
00192	宝暦5年12月	指上申年符証文之事（鳴鹿下堰所出入諸入用二付、20年賦）
00193	宝暦5年12月	乍恐口上書を以奉願候（鳴鹿下堰所大出入二付拝借願、案）
00194	宝暦5年12月	拝借申銀子之事（13貫600匁、鳴鹿下堰所出入諸失脚銀、無利20年賦借用二付）
00195	宝暦5年12月	借用申銀子之事（銀4貫、鳴鹿下堰所出入諸入用二付15年賦拝借願）
00196	丑11月	乍恐口上書を以奉願候（鳴鹿下堰所出入諸入用拝借銀二付）
00197	卯10月	乍恐口上書を以奉願候（鳴鹿下堰所大出入諸入用二付拝借銀願、控）
00198	未詳	乍恐口上書を以奉願候（鳴鹿下堰所大出入諸入用二付拝借銀願、控）

竜川の河川利用や、大堰下に取水口をもつ河合春近用水や、福井城下の上水でもあった芝原用水などの事情も考慮したものであった⁴⁾」と、やや裁許に好意的な記述ながら、双方の主張以外の事情が考慮されていることを指摘している。

ここで関連資料をひとつ紹介する。訴訟方である、鳴鹿大堰の井守の一人、土肥孫左衛門が残したもので、宝暦3年(1753)9月から11月まで、現地に滞在し、実地見分・究明を行った検使(幕府代官の手代)との対応を記録したものである⁵⁾。

実地見分を行った検使から、堰が切れてなくても渡り瀬が浅瀬になっていることを指摘されて、五領ケ島方が「只今渴水ニテ渡瀬浅ク当年之早天近年ニ不覚候儀、其上夏洪水ニテ舟橋迄切レ申様成大水出候、其節井口へ馳埋り申候ニ付御覽之通ニテ御座候、然処を分間ニ被成候テハ迷惑ニ奉存候」と弁明したあとに続く部分である。

福井領其外川々ニ井堰数々御座候得共、定堰と申堰壱ヶ所も無御座候処ニ、三郷方(訴訟方)ハ鳴鹿堰所ハ定堰杯と偽被申上候と(五領ケ島方)申上候へハ、御検使様被仰候ハ、夫ハ互ニ口論ニテ候、堰所切ルと申ニも証拠なく候へは同様之事、殊ニ通路難成杯と申も偽、見分之所何そ通路ニ指支ニ可相成事無之候、堰所十間ニテも切、又ハ五間ニテも切候ハ、井口へハ水少も不懸、川原ニ可相成候、堰所高低致見分候ニ堰所式尺斗仕あげ候て平水懸り可申候、何そ渡瀬相障なく候へ共互ニ遺恨をふくみ出入ニ取結候様ニ相見へ申候と御申被成候

五領ケ島方にとって必ずしも有利な展開ではなく、必死の説明にも「口上ニテ何と申候テも此方ニハ不承知ニ候、何事ニテも願之筋は書付を以差出可申候、只今ハ吟味不致候」と冷たくあしらわれる有様であった。さらに次は、吟味も終盤になった段階で、検使音右衛門が五領ケ島方に対して「渡り瀬右鳴鹿下井口より無御座候と書上候処、昨日見分致候処右井口より下ニ数ヶ所之渡瀬有之云々」と指摘したのに対して、五領ケ島方の返答が二転三転したときの状況である。

音右衛門様被仰候ハ、先程之申口とハ又々相違いたし候、其様ニ暫クノ内ニ申口変シ候テハ不相成候、先刻此方吟味之上其方共申口書留置候テ相認候へハ、書直シ候儀不相成候、其方共印形不相成候ハ、其通之口書取候由被仰候所ニ、専八様被仰候ハ、夫は押シ取ニテ候間、彼等申口之通り書直シ御取可被成と御申被成候へハ、音右衛門様被仰候ハ、只今此方吟味致候処、右認候口書之通りニ相違無之候、然ル処又々申口違候間、書直シ候儀不相成候と御申被成候得ハ、専八様被仰候ハ、夫テハ彼等得心も不致候所押取ニ候間、我等書直シ可申と被仰、右音右衛門様被成候口書御取被成、御直シ被成候様子ニ御座候処、音右衛門様殊之外御赤面之体ニテ夫は此方吟味口ニ候へは御直シニハ不及候、此方へ可被遣由被仰候へ共、無御聞入、双方共ニ暫ク控候様ニ被仰、双方共ニ罷立候、夫より日暮ニおよひ御召出し無之候

厳格な検使音右衛門の究明により焦る五領ケ島方に、相役の検使専八が助け船を出しており、二人の検使の間が怪しくなるのであるが、翌日にはなぜか専八の主張に沿って口書きが書き換えられたことがわかる。

音右衛門様被仰候ハ、昨日之口書ニ其方共彼是申候違変致不届ニ候得共、口書直し候間承印形致候様被仰付、為御読聞被成候処、昨日之口書とハ五領ケ島方宜敷様子ニ相聞へ申候、是迄之御吟味方相考候所、棚橋専八様之思召、相手五領ケ島方御最眞之御取暖ニ相見得申候、右之様子故私共御吟味之節難儀仕候

このように、幕府から派遣された検使による実地調査・究明の段階で、すでに訴訟方から「最眞の取扱」とみられる状況が存在したことに注目しておきたい。

2. 訴訟費用と借銀返済

資料の00183と00185は、幕府の裁許を得るため呼び出された際の、往復・滞在諸経費を記録した資料で（00184はその一部分）、借銀で賄った多額の費用の返済記録も一部付いている。また、資料00189以降はその具体的な借用書類である。

資料00183・00185には訴訟の経費が表2のようにまとめられており、このうち、(1) (2) (3) (5) (6) は「小日記」（内訳）があるので、その内容を確認することができる。そこで滞在諸経費にあたる(2)と(5)について、内容をまとめてみると、洗濯・湯札などの通常の経費に収まらない多額の特別経費が存在する（表1の銀高と通常経費の小計の差額で示した）。

この経費の内訳は表4となっており、内容は、歳暮や年玉、裁許後の挨拶（謝礼）などで、それらの届け先が、「専印」「石印」などとなっているのが注目される。このうち、「専」「たな」は棚橋専八、「音」は太田音右衛門と考えられ、また「岩」は棚橋の主人岩出伊右衛門の可能性が高い。また表2の(3)「無抛入用銀」の内訳（写真）にも「たな印」（銀300匁 歳暮）「高橋、棚橋類」（銀172.5匁 芝居入用三度分）が確認される。特に先年現地での吟味の際、「五領ヶ嶋方に最良の取扱」と訴訟方を嘆かせた検使棚橋専八との深い関係を浮かび上がらせている。

ところで福井藩は、この鳴鹿大堰の裁許について御領分勝二成」として関係藩士に褒美を与えている（表5）。これをよると「津印」が津田九右衛門、「石印」が石田平治、「幸八」「円右衛門」がそれぞれ渡辺幸八、雨森円右衛門を指していることも間違いないであろう。

表2 訴訟費用（宝暦4年11月から同5年2月）

銀 高(匁)	項 目
(1) 249.5	道中費（11月8日から18日）
(2) 937.3	滞在諸経費（11月18日から12月30日）
(3) 912.2	無抛入用銀
(4) 126.2	着類入用
(5) 2,535.2	滞在諸経費（1月1日から2月7日）
(6) 139.7	道中小遣（2月8日から2月20日）
(7) 70.6	道中旅籠代（2月8日から2月20日）
(8) 71.4	道中馬代（2月8日から2月20日）
計 5,042.5	

注 (1)(2)(3)は資料00183に、(5)(6)は資料00184に「小日記」（内訳）がある。

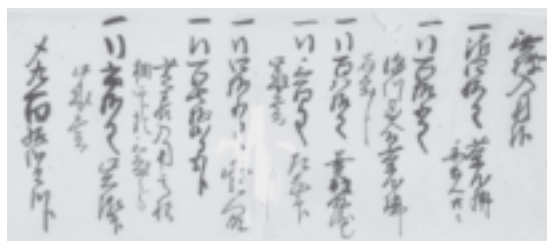
表3 滞在諸経費内訳

費 目	銀高(匁)(2)	銀高(匁)(5)
洗濯・湯札・髪結	55.6	26.4
たばこなど	14.5	20.4
ぞうりなど	14.8	8.0
酒肴代	23.5	19.8
紙・筆、筆耕料など	64.0	23.8
医療・薬代	131.2	
茶屋払い	28.3	259.4
宿屋払	496.7	137.1
芝居		51.9
土産・路銀など		283.2
(小 計) (A)	828.6	830.9
(表1の銀高計) (B)	937.3	2,535.2
(差 額) (B) - (A)	108.7	1,704.3

表4 特別経費内訳

月 日	銀 高	事 項
11月14日	650文（ 9.3匁）	酒肴代 但し専印家かへ二付遣す
12月4日	1両（ 60.0匁）	幸八殿路銀二渡ス
(2)の計	69.3匁	
不明	10両（600.0匁）	但無抛方両所遣物
1月3日	500文（ 7.1匁）	酒5升代、石印年玉
5日	600文（ 8.6匁）	酒2升、塩引さけ代 たな印年玉
	200文（ 2.9匁）	円右衛門殿上下御出之節
6日	500文（ 7.1匁）	たな印家来年玉
25日	1歩（ 15.0匁）	酒1樽代 但し石印
2月7日	900文（ 12.9匁）	石内
	800文（ 11.4匁）	勘定下
	2歩（ 30.0匁）	津下
	3両3歩（225.0匁）	いし印
	2両（120.0匁）	たな印
	1歩（ 15.0匁）	同下
	2両（120.0匁）	音印
	185.5匁	宮簞
	46.3匁	太左衛門分
	3両（180.0匁）	岩印
	1両（ 60.0匁）	三川屋
6日	2歩（ 30.0匁）	円右衛門渡ス
8日	2歩（ 30.0匁）	芝、善兵衛渡ス
(3)の計	1,706.8匁	

写真 抛なき入用銀（912.2匁）の内訳



無抛入用銀
一銀四拾匁 茶屋払
舟ちん共二
一、同百拾五匁 深川寄合茶屋払
兩度分
一、同百八拾匁 幸八殿渡し
一、同三百匁 歳暮
一、同四拾五匁 巴右衛門殿
一、同百七拾式匁五分
芝居入用、高橋
棚印類、三度分
一、同六拾匁 岩瀬印
歳暮
メ九百拾式匁式分

表5 鳴鹿堰訴訟に関する福井藩褒賞者

名前	役職など	褒美
津田九右衛門	江戸留守居	御紋小袖、白銀五枚
石田平治		御紋上下、金七両
中根十郎左衛門	奉行	御言葉
奈良権左衛門	目付	同
松沢万右衛門	御代官・用水奉行	御言葉
市嶋源右衛門	同上	同上
跡部又八	大番・御徒目付兼 (金津奉行)	御召上下、金三両
平本但見	但見下役	御言葉
中村安太夫	但見組	金五百疋
小川治助	同上	銀貳拾匁
渡辺幸八	同上	同上
雨森円右衛門	同上	同上
河合庄助	同上	同上
浅右衛門	下森田村	銀二枚

注 『国事叢記』による。

表6 借用銀高一覧

番号	借用銀高	返済方法	借入先
00189	1,200匁	元銀15年賦	三国・金津4組
00190	1,350匁	元銀15年賦	4大庄屋組
00195	4,000匁	元銀15年賦	同上
00192	20両(1,200匁)	元金20年賦	不詳
00193	1,000匁	元利20年賦	藩札所銀
00194	13,610匁	元銀20年賦	藩御金奉行
計	22,360匁		

こうして見てくると、五領ヶ島方の背後には、金津奉行の平本但見を中心に用水奉行なども関わり、また江戸においても、留守居を中心として、強力に幕府役人へ働きかける福井藩の姿が見えてくる。この福井藩の支援は、多額の訴訟費用の返済の仕方にも見ることができる。

五領ヶ島5か村から福井藩御奉行宛の願書(00191)では、5か年間に江戸での諸入用や見分役人の入用など銀30貫匁余の外に「難申上入用等」もあり、藩の拝借金や、川北領町村の役人共の「才覚」によって訴訟を無事に済ませることができたが、年貢上納の時節をむかえて、借銀が多額のため、なんとかして欲しいと訴えている。願書には、訴訟費用の工面もふくめて、この訴訟が藩の指導によって行われたことがにじませてあり、その返済の方策を藩に迫っていることがうかがえる。残されている借銀証文は6口分、約銀22貫匁(表6)で、願書のいう30貫匁には及ばないが、5か村にとっては相当の大金である。これについて、藩の札所から借りた銀1貫匁以外、すべて無利子の15年から20年の年賦で返済しているのは、この辺にも藩の配慮が反映されたためとみるべきであろう。

ところで、資料00183の後半には「鳴鹿下堰所出入銀年賦済方留帳」が合綴されている。これには藩からの借入銀13,610匁(20年賦)と、「但見様年府立方」20両(20年賦)、「三国・金津郷四組年府済方留」1,212匁余(6年賦)の返済記録がある。これらは、それぞれ表6の00194、00189、00192に対応すると思われるが、20両の返済記録の後には「右貳拾両皆済仕候二付、平本藤七良様より五ヶ村庄屋共へ御酒代として銀三拾匁下置レ候」とあり、この金が当時の金津奉行平本但見の特別な配慮により工面されたものであることをうかがわせている。金津奉行がなぜここまでこの問題に関わらなければならなかったのか、次にこの点に少しふれてみたい。

3. 福井藩のかかわり

鳴鹿大堰付近は、地形上急流のため、川底の侵食が進む一方、洪水時には用水取り入れ口に土砂がたまる構造になっている。このため、堰付近の川底埋立と堰の修築、および洪水後の用水取り入れ口の堀上工事が必要であった。その工事（普請）の様子を示した図（図2）をみると、蛇籠や三又・木杵を何列も並べて築いた大堰部分の川水の色が濃く描かれており、大樋筋（本流）の侵食に対応した修築の様子を示している。一方、図の左、用水取り入れ口には、工区を定めて堀上の幅と深さが示されている。たとえば、享保11年（1726）の夏に大堰の下が水の勢いで69間掘られ、翌年6月に行われた大規模な修復工事では、福井藩や丸岡藩などの援助のもと竹8000本、藤1133貫、杭木700本と9000人の人足を要して行われたことが知られるが⁶⁾、同様な工事はたびたび繰り返されている⁷⁾。

このように大堰が川底の侵食に悩まされていたことに注目すると、大堰組合側がより安定した堰を築こうとするのに対して、堰の下流に用水の取り入れ口を持つ五領ヶ島5か村が、本流筋の安定した水量を確保するために、用水不用時の切り明けを主張したことが理解できる。この点、下流に福井城下の上水を含む芝原用水や河合春近用水（両用水の利用はほとんど福井藩領の村）を擁する福井藩の利害と全く一致する。特に事件発生時（宝暦元年）は、鳴鹿大堰側の所領構成が、福井藩領は17か村（訴訟不参加）で、大部分が幕府領・丸岡藩領で占められているという、福井藩にとって対応しやすい時期に当たっている点が注目される。

すなわち川北（九頭竜川以北）地域の所領構成の推移を確認すると（図3）、貞享3年に幕府領となった福井藩領の村々は享保5年に福井藩預所となり、事件発生2年前の寛延2年にその大部分が再び幕府領に戻された時期に当たる。またこの結果鳴鹿大堰組合に属する福井藩領の村がほとんどなくなったことは、福井藩川北領の大庄屋組の配置によっても確認できる（図5）。さらに、幕府領内は常に複数の代官によって支配されており（図4）、福井藩領あるいは同藩預所時代より支配体制そのものが脆弱であったと思われる。

このようなことから、この事件に対して金津代官所が深く関わったねらいは、藩および藩領の村々の用水権益を守ることとともに、支配基盤の強化をねらって、一円支配すなわち預所への転換を目指す幕府領へのゆさぶりにあったとも考えられる。

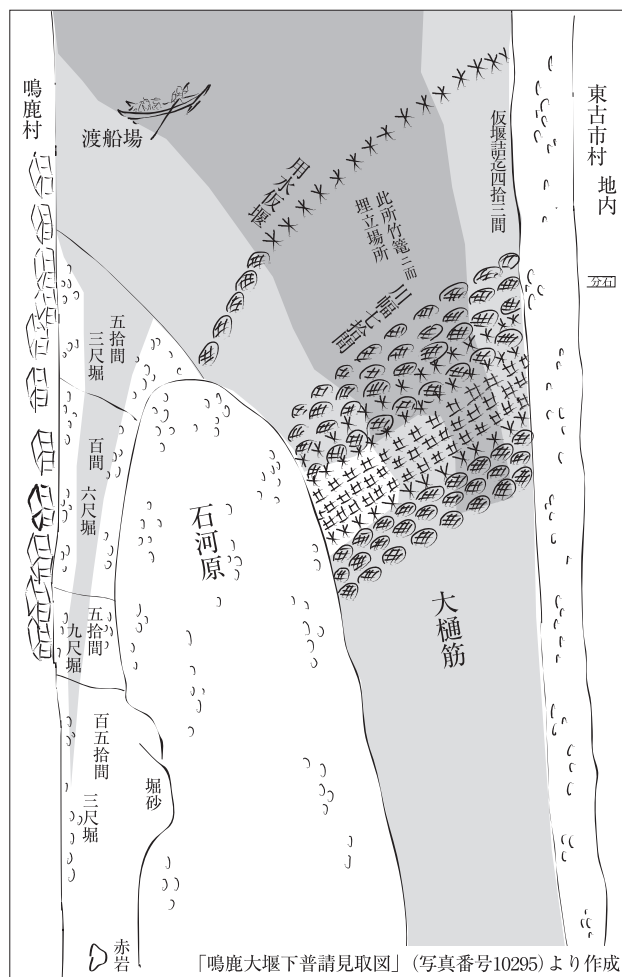
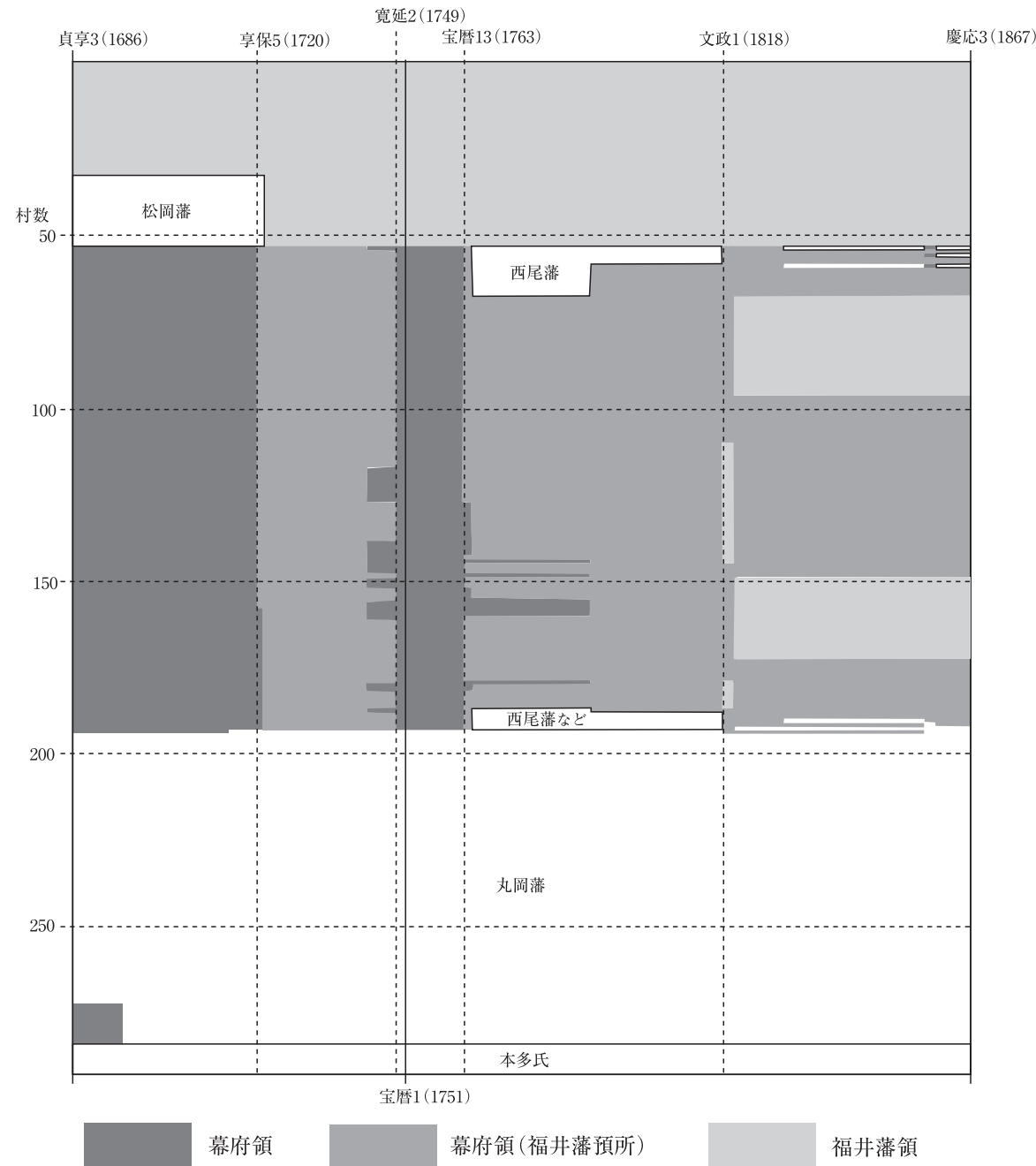


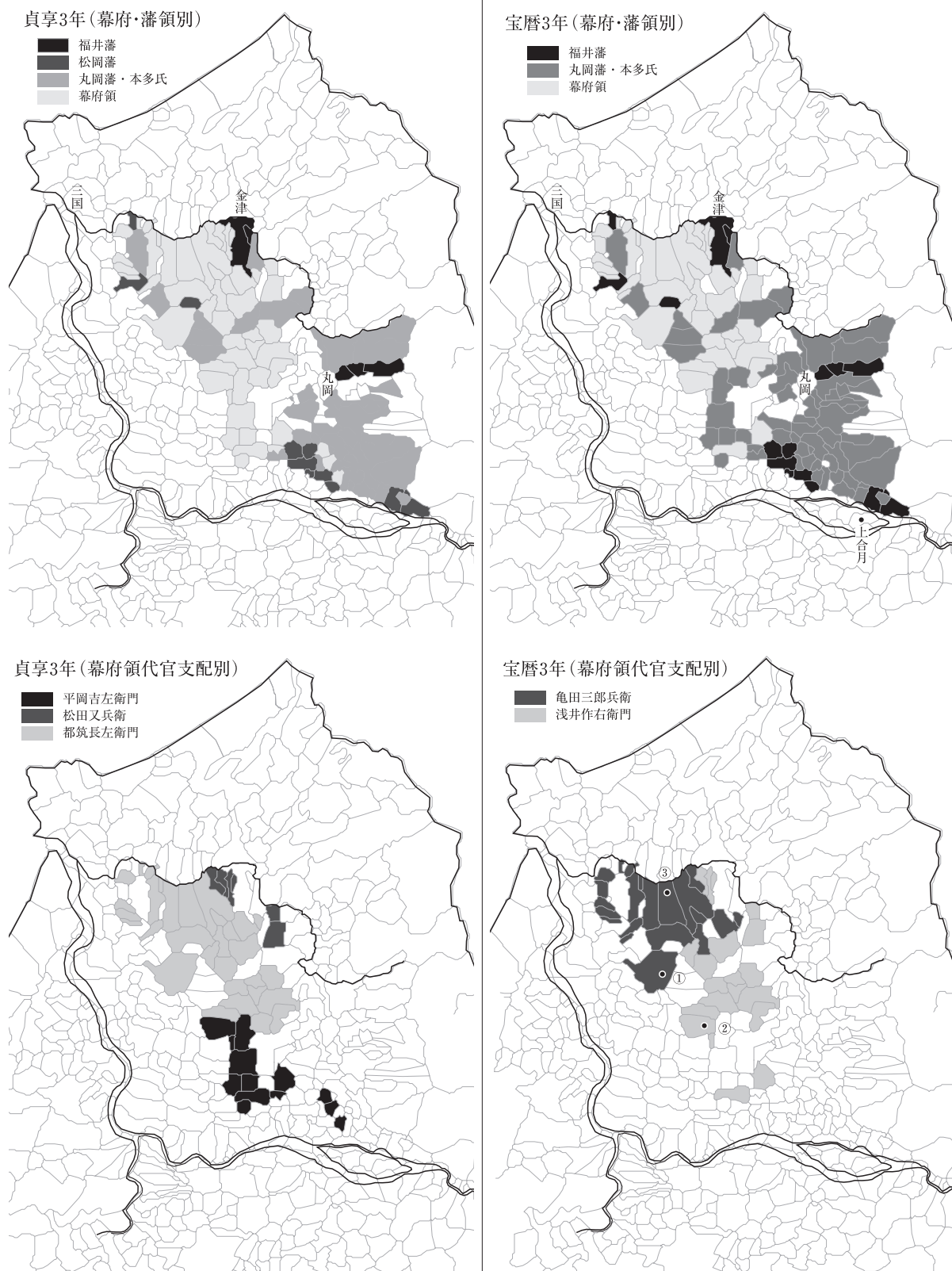
図2 鳴鹿大堰の普請図（年未詳）

図3 所領構成の推移（九頭竜川以北地域）



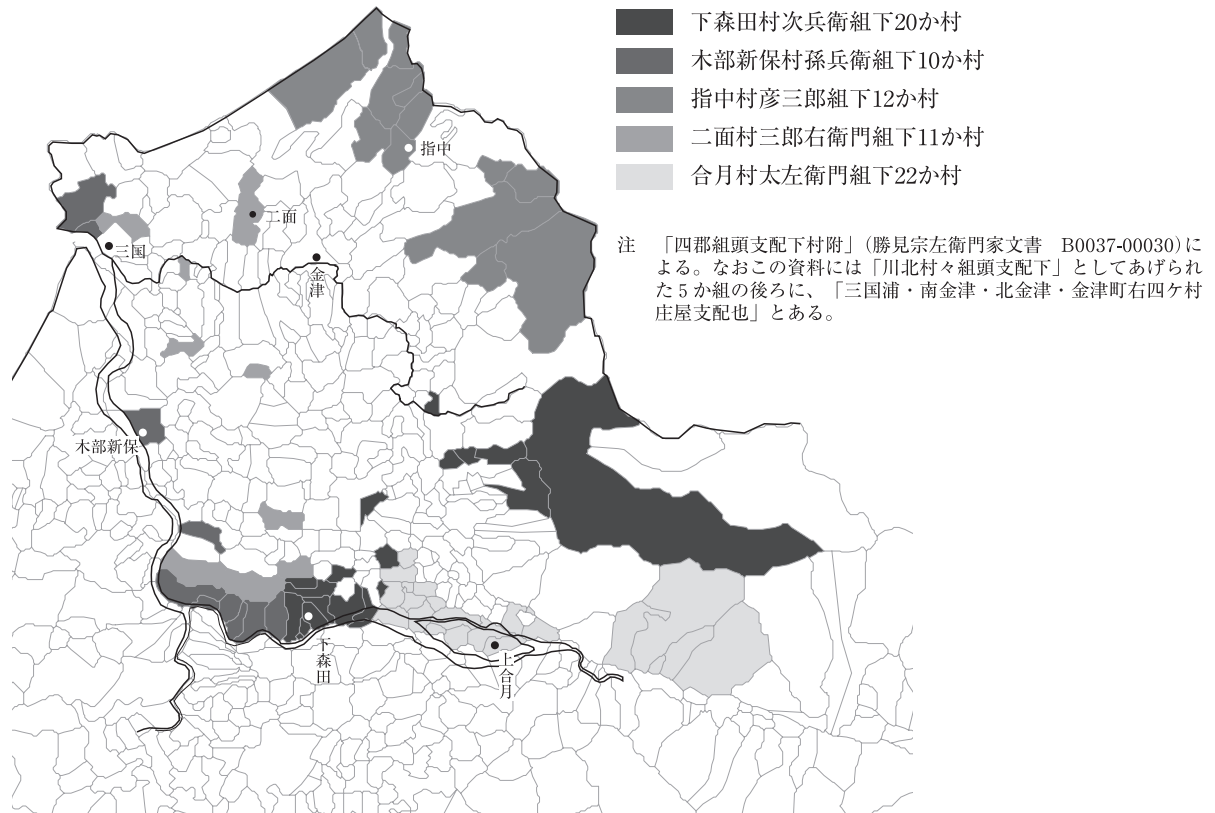
注 九頭竜川以北の約280か村について、所領のまとまりごとに縦に村数、横にその推移を示した。したがって、グラフの大きさは、石高、面積などを反映していない。幕府領に元禄期の紀州領(葛野藩領)を含むほか、旗本萩原氏知行所など省略したものもある。

図4 鳴鹿大堰組合の村々（幕府領・藩領別）



注 貞享3年は「家秘簿」（『福井県史』資料編4 大連彦兵衛家文書 15号）、宝暦3年は「鳴鹿用水懸り村高附帳」（土肥孫左衛門家文書 C0011-00043）による。なお、宝暦3年5月中番役所（図中③）の藤沼源左衛門が場所替となり、6月には同役所支配村のうち23か村が下兵庫役所（図中①）、30か村が東長田役所（図中③）に付けられた。

図5 福井藩川北領大庄屋組（享保16年）



注

- 1) 「十郷大堰普通水利組合規約」（1950年現在）に「大堰ノ修築ハ毎年五月十日マテニ完成シ九月二十三日ヲ以テ一部切開スルモノトス（第38条）、前条ノ堰所切開ハ旧慣ニ依リ吉田郡五領ケ島村内（中略）ノ五ヶ大字ヨリ夫役ヲ出シテ之ヲ担当シ本組管理者ノ指揮ニ依リ左岸大堰詰ヨリ二十四間ヲ巨ル二十四間ノ個所ヲ一回限リ之ヲ施行スルモノトス但シ斧鋸及ヒ前項五ヶ大字以外ノ夫役ヲ使用シ得サルモノトス（第39条）」とあり、このような規制は鳴鹿堰堤完成（54年）による組合解散まで続いた（『坂井平野と稲作』）。
- 2) たとえば『福井県史』通史編1 364頁。
- 3) たとえば『福井県史』資料編4 収載（742頁）の土肥孫左衛門家文書7号は本資料と同文。
- 4) 前掲注2）。
- 5) 「覚」土肥孫左衛門家文書（C0011-00079）。検使は幕府代官岩出伊右衛門手代棚橋専八と同天野市十郎手代太田音右衛門で舟寄宿に滞在した。
- 6) 『図説 福井県史』128頁。
- 7) たとえば「鳴鹿大堰普請請負証文」（土肥孫左衛門家文書 13号『福井県史』資料編4 752頁）は文化14年の工事の際のもの。